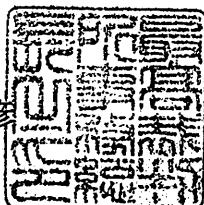


令和元年8月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

本日付けの諮詢（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件文書が存在しないか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

初めて司法修習生考試担当者になった人に対し、職務内容を説明するために交付している資料（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、7月12日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「初めて司法修習生考試担当者になった人に対し、職務内容を説明するために交付している資料（最新版）」については、「初めて司法修習生考試事務を担当する職員に対し、職務内容を説明するために交付している資料（最新版）」と整理した。

イ 初めて司法修習生考試事務を担当する職員は、前任の職員や他の担当職員

から口頭で説明を受けるなどしながら考試事務の職務内容を把握しており、改めて職務内容を説明するための資料を作成する必要はないことから、対象文書は作成又は取得していない。

ウ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。